

計算書類に対する注記

在宅総合メディカルサポートセンター追分（公益）拠点区分（12項目）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債権

該当なし

②上記以外の有価証券

・時価のあるもの

該当なし

・時価のないもの

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっている。

②無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

③リース資産

リース期間を対応年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

④長期前払費用

定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①徴収不能引当金

債権の徴収不能額に備えるため、一括評価債権については過去の徴収不能額の発生割合により、個別評価債権については個別に徴収可能性を勘案して徴収不能見込額を計上している。

該当なし

②賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

平成30年度5月より、公益事業として在宅総合メディカルサポートセンター追分 拠点区分、サービス区分を追加する。

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

平成18年より、中小企業団体中央会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 在宅総合メディカルサポートセンター追分（公益） 拠点計算書類

（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））

サービス区分

在宅総合メディカルサポートセンター追分 サービス付き高齢者向け住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物				
土地				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
システムキッチン2～3階	2,332,800	272,160	2,060,640
電話工事設備	3,353,400	391,230	2,962,170
合 計	5,686,200	663,390	5,022,810

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,752,881	0	5,752,881
合 計	5,752,881	0	5,752,881

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし